

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

納税が遅れたときは

Q：今日は所得税の確定申告の提出期限ですが、納期限までに税金を納められなかったときは、どうなるのでしょうか。

A：納期限までに納めないと、①延滞税、②利子税が課税されますので、注意しましょう。

①延滞税

法定納期限までに税金を納付しなかった場合、期限後申告や修正申告をした場合などには、延滞税を支払わなければなりません。延滞税は、法定納期限の翌日から完納の日までの期間に応じ、未納税額に年14.6%の延滞税が課税されます。

ただし、納期限までの期間または納期限の翌日から2カ月以内の期間の延滞税は年7.3%となります。

②利子税

一度に納税することが困難な場合には、一定の手続きをとれば、延納が認められます。このような場合には、利子税が課税されます。

所得税は、年7.3%の割合で利子税が課税されます。

第3期分の所得税を延納するケースでは、3月15日までに納める税金の2分の1以上を納付するとともに、延納の手続きをすれば、残りの税金を5月31日まで延納することができます。

